

令和6年度 無償化に伴う施設等利用給付の支給申請のご案内

施設等利用給付認定を受けて認可外保育施設等※を利用する方は、保育料や利用料の助成が受けられます。助成を受けるためには、申請期間中に必要書類をご用意の上、保育幼稚園課に支給申請をしてください。

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業を指します。

1. 支給日・申請期間・提出先 支給対象月までの支給額を指定の口座に振り込みます。

	支給日	支給対象月	受付期間
時期	第1期	令和6年8月15日頃	4月分～6月分 令和6年6月2日(日)から 令和6年7月16日(火)まで
	第2期	令和6年11月15日頃	4月分～9月分 令和6年9月1日(日)から 令和6年10月15日(火)まで
	第3期	令和7年2月15日頃	4月分～12月分 令和6年12月1日(日)から 令和7年1月15日(水)まで
	第4期	令和7年5月15日頃	4月分～翌3月分 令和7年3月2日(日)から 令和7年4月15日(火)まで

提出先	<p>【郵送】期日必着 送付先：〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 浦安市役所 保育幼稚園課 認定・入園係 無償化担当 ※追跡可能な方法での郵送を推奨しています。(レターパック、特定記録、簡易書留など)</p>
	<p>【窓口】 浦安市役所2階 保育幼稚園課 午前8時30分から午後5時 ※土曜日・祝日・12/29～1/3を除く</p>

2. 必要書類 ※裏面二次元コードからダウンロードできます

①施設等利用費支給申請書

※記入例を参考にご記入ください。裏面「4. 施設等利用費の請求内訳」もご記入ください。

②特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書（施設記入用）

※利用施設に記入を依頼してください。原則、再発行はできませんので申請を行うまで大切に保管してください。

裏面に続く

3. 給付の金額 ※各認定区分の給付上限額の範囲内で支給します。

認定区分	要件	月額給付上限	幼稚園や認定こども園（1号）に通っている方の月額給付上限
2号認定	保護者の就労や疾病等により 保育の必要性 があること	37,000円	11,300円
3号認定	2号認定の要件 かつ 市民税非課税世帯 であること	42,000円	16,300円

※特定子ども・子育て支援利用料以外の費用（日用品、教材費、食材料費等）は施設等利用給付の対象となりません。

※途中で「利用開始」又は「利用終了」する場合及び「市外からの転出」又は「市外への転出」がある場合は、給付上限額が月割りになります。（月割りの計算方法は利用施設により異なります）

4. 認定申請時の内容から変更がある場合

認定申請後に、就労先の変更などの理由で「保育を必要とする理由」に変更がある場合、その他申請内容に変更がある場合、届出が必要となります。認定内容が事実と異なる場合、認定を取り消し、給付の対象外となりますので、変更がある場合は必ず手続きを行ってください。

また、施設等の利用中に浦安市外へ転出する場合、転出先の市区町村での認定、給付となりますので、転出先の市区町村で新たに施設等利用給付認定を申請してください。

必要書類・制度全般



←浦安市HPへ移動します

【問】浦安市健康こども部保育幼稚園課 認定・入園係 ☎047-712-6439（直通）